



熊本県公報

号外第 42 号

平成 22 年 12 月 28 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県会計規則の一部を改正する規則 (会計課) 1
訓 令
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 (税務課) 1
- 熊本県文書規程の一部を改正する訓令 (県政情報文書課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 50 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 1 の項中「精神保健福祉センター」を削り、同表の 13 の項中「福祉総合相談所」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 48 号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程(昭和 47 年熊本県訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 19 条を次のように改める。

(国税資料の収集)

第 19 条 個人事業税の課税に必要な資料の収集は、所得税の納税義務者が税務署に提出した申告書若しくは修正申告書又は税務署がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧又は記録することにより行うものとする。
第 21 条を次のように改める。

(自主調査)

第 21 条 第 19 条の収集により個人事業税の課税に必要な資料の収集ができない場合は、別に定めるところにより調査するものとする。

第 22 条第 1 項中「第 19 条」の次に「の収集」を加え、「所得等調査書」を「所得税の所得等調査書・個人事業税入力票(別記第 7 号様式)(以下この節において「所得等調査書」という。)」に、「更正等調査書」を「所得税の更正等調査書・個人事業税入力票(別記第 8 号様式)(以下この節において「更正等調査書」という。)」に改める。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「第 19 条関係」を「第 22 条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 49 号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県文書規程の一部を改正する訓令

熊本県文書規程（昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項第 1 号中「（昭和 56 年内閣告示第 1 号）」を「（平成 22 年内閣告示第 2 号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。